

建設業許可申請

1. 建設業許可とは

建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、公共の福祉を増進するため、一定規模以上の建設工事の完成を請け負う営業をしようとする者は許可を受けなければなりません。

この建設業は28業種に分かれています。許可を必要とする者は、下記に掲げる工事を除いてすべて許可の対象となり、28種の建設業の種類（業種）ごとに、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

●許可がなくてもできる工事

- ・ 建築一式工事…1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- ・ その他の工事…500万円に満たない工事

許可業種【28種類】

土木一式工事（土）	電気工事（電）	板金工事（板）	電気通信工事（通）
建築一式工事（建）	管工事（管）	ガラス工事（ガ）	造園工事（園）
大工工事（大）	タイル・れんが・ブロック工事（タ）	塗装工事（塗）	さく井工事（井）
左官工事（左）	鋼構造物工事（鋼）	防水工事（防）	建具工事（具）
とび・土工・コンクリート工事（と）	鉄筋工事（筋）	内装仕上工事（内）	水道施設工事（水）
石工事（石）	ほ装工事（ほ）	機械器具設置工事（機）	消防施設工事（消）
屋根工事（屋）	しゅんせつ工事（しゅ）	熱絶縁工事（絶）	清掃施設工事（清）

建設業許可の種類

建設業許可は以下の2つに分かれます。

1.国土交通大臣許可

二つ以上の都道府県に営業所がある場合

2.知事許可

一つの都道府県に営業所がある場合

建設工事自体は営業所の所在地に関わりなく、他府県でも行うことができます。例えば岡山県知事から許可を受けた建設会社は、営業活動は岡山県内の本支店のみとなりますが、その本支店における契約に基づいた工事は営業所のない他道府県でも可能となります。

許可の種類…元請（発注者から直接請け負う）一件の工事について、下請けに出す額の総

額により必要な許可の種類が異なる

- ・一般建設業の許可…3,000 万未満までしか下請に出すことができません。
(建築一式工事については 4,500 万円未満まで)
- ・特定建設業の許可…制限はありません。

● **建設業許可要件 (6つの要件)**

- ① 経營業務の管理責任者が常勤でいること
- ② 専任技術者を営業所ごとに常勤でおいていること
- ③ 請負契約に関して誠実性を有していること
- ④ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- ⑤ 欠格要件等に該当していないこと
- ⑥ 暴力団の構成員でないこと

項目		一般建設業	特定建設業
1	<p>法人の場合 常勤の役員 (株式会社 の取締役又は 法人格の ある各種の 組合等の理事 等をいう) のうち 1 人 が、また、個人 では本人 又は支配人の うち 1 人が 右のいずれか に該当すること。</p>	<p>A) 許可を受けようとする許可業種で 5 年以上の経営経験 (具体的には、その業種を営業していた法人の常勤の役員(取締役、執行役)、個人事業主の経験が必要です。契約書又は注文書原本で請負工事実績があることを立証する筆おようがあります。)</p> <p>B) 建設業許可を受けようとする業種以外の業種に関して、7 年以上経營業務管理責任者としての経験を有していること</p> <p>C) 建設業許可を受けようとする建設業に関して、7 年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて次のいずれかの経験を有すること</p> <p>ア) 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受け、かつ、その権限に基づき執行役員等として 5 年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験</p> <p>イ) 7 年以上経營業務を補佐した経験 (具体的には、法人の場合には取締役に次ぐ地位であつて経營業務を補佐した経験のあること、個人事業主の場合は事業主を補佐していた親族<事業専従者及びそれに準じる者に限ります。>で経營業務を管理した経験のあること)</p>	

<p>2 専任技術者</p>	<p>営業所ごとに建設工事の施工に関して、次のいずれかの要件を満たす常勤の技術者を置いていること。</p>	<p>A) 土木施工管理技士、建築士、技能士等一定の国家資格を有すること</p> <p>B) 許可を受けようとする業種に関して、学校教育法による高等学校を卒業した後5年以上又は、同法による大学(短期大学を含む)もしくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務経験を有するもので在学中に所定の学科を修了していること。</p> <p>C) 許可を受けようとする業種については10年以上の実務経験を有すること</p>	<p>特定建設業の許可には、一般建設業の許可基準に加え次の基準に適していることが必要です。</p> <p>許可を受ける営業所ごとに、次のいずれかに該当する専任技術者を置く必要があります。</p> <p>A) 指定建設業(土、建、電、管、鋼、ほ、園)の場合</p> <p>◎一級の国家資格者、大臣認定者、技術者でなければなりません。</p> <p>B) 指定建設業以外の業種の場合</p> <p>◎一級の国家資格者、技術者</p> <p>◎一般建設業の専任技術者となる資格要件を満たすもので許可を受けようとする業種について、発注者から直接請け負う工事の請負代金の額が4,500万円以上である者に関して、2年以上指導監督的な実務の経験を有するもの(昭和59年10月1日前においては請負代金額が1,500万円以上、平成6年12月28日前においては3,000万円以上のものについての期間を算入できます。)</p>
<p>3 誠実性</p>	<p>請負契約に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと</p>	<p>法人・役員、個人事業主、支配人が左に該当すること。</p>	

4 財産的基礎等	請負契約を履行するに足りる財産的基礎等のあること	次のいずれかに該当すること ①自己資本が500万円以上あること ②500万円以上の資金調達能力があること	次のすべてに該当すること ①欠損の額が資本金の20%を超えないこと ②流動比率が75%以上であること ③資本金の額が2,000万円以上であること ④自己資本の額が4,000万円以上であること
5 その他	右の欠格要件等に該当しないこと	①建設業許可を受けようとする者が成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない者 ②建設業の営業停止又は禁止期間が経過していない者 ③建設業の許可取消後5年を経過していない者 ④禁錮以上の刑又は次の法令違反で罰金以上の刑に処せられて5年を経過しない者（建設業法、刑法、建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法、暴力団対策法） ⑤未成年者でその法定代理人が上記いずれかに該当する者 ⑥法人の場合、役員のうち上記事項に該当する者がいるもの	

【処理期間】

- ・知事許可…申請書受付後1か月
- ・大臣許可…申請書受付後3か月

【更新申請の受付期間】

- ・知事許可…5年間の有効期限が満了する日の2か月前から30日前まで
 - ・大臣許可…5年間の有効期限が満了する日の3か月前から30日前まで
- ※更新期限到来のお知らせは行っていません